



2022年2月14日

各 位

上場会社名 日本エアーテック株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 平沢 真也  
(コード番号6291 東証第1部)  
問合せ先 代表取締役副社長兼管理本部長 渡辺 直樹  
(TEL:03-3872-9192)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の当社第49回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 一級建築士事務所としての届出に必要な建設工事の請負・施行および監督の業務に、「⑤建築物の設計および工事監理」を追記することとしたものです。
- (2) 令和元年会社法改正により株主総会資料の電子提供制度が創設され、2022年度中の施行が予定されています。これは、会社が、株主総会参考書類等（株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類および事業報告（監査報告や会計監査報告を含む）、連結計算書類）の内容である情報について、自社のホームページ等にアップロードする等して、株主が電磁的方法により当該情報を受けることができる措置を講じ、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を通知することで情報を提供する制度です。これにより、株主の皆様は株主総会参考書類等を早期に提供することができ、株主の皆様による議案等の検討期間を十分に確保することが可能となります。

上場企業においては、当該法改正の施行日に電子提供措置に係る定款変更の決議がされたものとみなされますが、当社では、当該改正の内容を株主の皆様方により明らかにするために該当する条文の変更を行うこととしたものです。

#### 2. 定款変更の内容

別紙のとおりです。

#### 3. 日程

##### (1) 定款変更のための株主総会開催日（予定）

2022年3月29日

##### (2) 定款変更の効力発生日（予定）

上記1. (1) については2022年3月29日

上記1. (2) については会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日から効力を生じるものとします。

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p>	<p>第 1 章 総 則</p>
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① 気体および液体の汚染制御に関する機器の製造および販売</p> <p>② 気体および液体の汚染制御のための機器の設置ならびに施設の計画、設計および施工</p> <p>③ 前号の施設に関する保守および管理</p> <p>④ 前第 2 号、第 3 号の業務に関して使用する衣料及び清拭用品の洗浄</p> <p>⑤ 上記衣料及び清拭用品並びに上記施設で使用する什器備品の販売</p> <p>⑥ 冷凍設備装置の設計、製造、設置工事の施工および販売</p> <p>⑦ 次の建設工事の請負、施工および監督の業務</p> <p>① 管工事</p> <p>② 内装仕上工事</p> <p>③ 機械器具設置工事</p> <p>④ 建具工事</p> <p>⑧ 上記各号に附帯する一切の業務</p> <p>第 3 条～第 1 9 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 2 0 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第 2 1 条～第 4 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(効力発生)</p> <p>第 2 条 本定款の効力発生日は、<u>2020年 3 月 27日とする。</u></p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 気体および液体の汚染制御に関する機器の製造および販売</u></p> <p><u>(2) 気体および液体の汚染制御のための機器の設置ならびに施設の計画、設計および施工</u></p> <p><u>(3) 前号の施設に関する保守および管理</u></p> <p><u>(4) 前第 2 号、第 3 号の業務に関して使用する衣料および清拭用品の洗浄</u></p> <p><u>(5) 上記衣料および清拭用品並びに上記施設で使用する什器備品の販売</u></p> <p><u>(6) 冷凍設備装置の設計、製造、設置工事の施工および販売</u></p> <p><u>(7) 次の建設工事の請負、施工および監督の業務</u></p> <p>① 管工事</p> <p>② 内装仕上工事</p> <p>③ 機械器具設置工事</p> <p>④ 建具工事</p> <p><u>⑤ 建築物の設計および工事監理</u></p> <p><u>(8) 上記各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第 3 条～第 1 9 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第 2 0 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の<u>内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第 2 1 条～第 4 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(効力発生)</p> <p>第 2 条 <u>定款第 20 条の規定の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに定める施行日 (以下、「施行日」という。) から効力を生じるものとする。</u></p>

	<p><u>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本規定は、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>
--	--

以 上